

記入例 納入書の訂正について(特別徴収税額の納入金額に変更があった場合)

※3連用紙(領収証書・納入書(原符)・納入済通知書)全てに記入してください。 ※税額の変更通知書は送付しますが新しい納付書は送付しませんので、修正してお使いください。

①退職・転勤等により印字されている納入金額に変更があった場合

新潟県加茂市 個人市民税 (特別徴収) 納入済通知書 ㊤	
市区町村コード 1 5 2 0 9 9	口座番号 00630-3-960042
加入者名 加茂市会計管理者	
令和 4 1 1 納入金額(1) 500,500	納入通知書の金額欄に等は記入しないでください。
給与分 (特別徴収) 10615	納入 退職所得分 406500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、裏面に示しました訂正方法についてを参照していただき記入してください。	退職所得分
納期限 令和4年12月12日	延滞金
長野貯金事務センター (〒380-8794)	督促手数料
合計額 406600	合計額
領収日付印 加茂市	(特別徴収義務者) 〒959-1392 住所又は所在地 幸町2丁目3番5号 氏名又は名称 加茂市役所

※「納入金額(1)」の金額を二重線で抹消してください。(訂正印不要)

※「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」に変更後の金額を記入してください。

納期限は翌月10日、10日が土日のときはその翌日

②書き損じなどにより、白紙の納入書を使用する場合

新潟県加茂市 個人市民税 (特別徴収) 納入済通知書 ㊤	
市区町村コード 1 5 2 0 9 9	口座番号 00630-3-960042
加入者名 加茂市会計管理者	
令和 4 1 1 納入金額(1) 500,500	納入通知書の金額欄に等は記入しないでください。
給与分 (特別徴収) 10615	納入 退職所得分 406500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、裏面に示しました訂正方法についてを参照していただき記入してください。	退職所得分
納期限 令和4年12月12日	延滞金
長野貯金事務センター (〒380-8794)	督促手数料
合計額 406500	合計額
領収日付印 加茂市	(特別徴収義務者) 〒959-1392 住所又は所在地 幸町2丁目3番5号 氏名又は名称 加茂市役所

※「徴収月」、「納期限」を記入してください。

※「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」に納入金額を記入してください。

納期限は翌月10日、10日が土日のときはその翌日

記入例 退職所得分と一緒に納入する場合

市民税 納入申告書	
加茂市長様 4年12月12日提出	(受付印)
4年11月分 人員 1人	
退職手当等支払金額 150,000円	
特別徴収 市民税 84,000円	
税額 県民税 56,000円	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
住所(居所)又は所在地 〒959-1313 加茂市〇〇丁目〇番〇号	
氏名又は名称 株式会社〇〇	
法人番号又は個人番号 1234567890999	
1. 退職した日の属する1月1日現在の住所 加茂市幸町〇番〇号	2. 退職した日の属する1月1日現在の住所 氏名 勤続年数 26年
氏名 加茂 太郎	氏名
勤続年数 26年	勤続年数
支払金額 15,000,000円	支払金額
特別徴収額 市民税 84,000円	特別徴収額 市民税
税額 県民税 56,000円	税額 県民税

(加茂市保管)

新潟県加茂市 個人市民税 (特別徴収) 納入済通知書 ㊤	
市区町村コード 1 5 2 0 9 9	口座番号 00630-3-960042
加入者名 加茂市会計管理者	
令和 4 1 1 納入金額(1) 500,500	納入通知書の金額欄に等は記入しないでください。
給与分 (特別徴収) 10615	納入 退職所得分 140000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、裏面に示しました訂正方法についてを参照していただき記入してください。	退職所得分
納期限 令和4年12月12日	延滞金
長野貯金事務センター (〒380-8794)	督促手数料
合計額 546500	合計額
領収日付印 加茂市	(特別徴収義務者) 〒959-1313 住所又は所在地 幸町〇番〇号 氏名又は名称 株式会社〇〇

※「納入金額(1)」に印字されている金額を二重線で抹消してください。(訂正印不要)

※「納入金額(2)」の「給与分」に給与分の納入金額、「退職所得分」に退職所得分の納入金額、「合計額」に給与分と退職所得分の納入金額の合計額を記入してください。

※「納入金額(1)」に印字されている金額を二重線で抹消してください。(訂正印不要)

退職所得に係る分離課税について

退職所得に係る市民税・県民税は、他の所得と分離して課税されます。他の所得が前年分について翌年課税されるのに対して、退職所得に係る市民税・県民税は退職手当等の支払者が支給の際に税額を計算し、支給額からその税額を差し引いて市に納入することになっています。

【計算方法】
 (退職金－退職所得控除額) × 2分の1 (1000円未満切捨て) …… A
 (※ただし、勤続年数5年以内の法人役員等については2分の1しない。
 又、勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については2分の1しない。)
 Aの額 × 市民税6% (100円未満切捨て) …… B
 Aの額 × 県民税4% (100円未満切捨て) …… C
 B + C = 特別徴収すべき金額

【退職所得控除額】	
勤続年数 (1年未満の端数は切上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記金額に100万円が加算されます。